

地縁による団体の法人化 手引き

令和 8 年 4 月改訂

桑名市役所 地域コミュニティ課

目 次

1. 地縁による団体とは	1
2. 制度の主旨	1
3. 申請できる団体	1～2
4. 認可の要件	2
5. 申請から認可までの流れ	3
6. 認可申請に必要な書類等	4
7. 認可について	5
8. 認可告示後の手続き等	6
9. 認可地縁団体の義務	7
10. 認可地縁団体に係る税金	8
11. 認可の取り消しと解散	8
(参考資料・様式)	
認可申請書	10
保有資産目録	12
保有予定資産目録	14
保有資産目録記載要領	16
保有予定資産目録記載要領	17
就任承諾書	18
代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無	20
代理人の有無	22
〇〇(町)自治会総会議事録(例)	24～25
〇〇(町)自治会総会議事録(抄本)(例)	26
〇〇(町)自治会 会員名簿	27
令和〇〇年度〇〇(町)自治会活動実績報告書	28
認可地縁団体証明書交付申請書	29
告示事項変更届出書	30
規約変更認可申請書	32
〇〇(町)自治会規約変更の内容及び理由	34
地縁団体規約作成例と作成上の留意事項	36～45

1. 地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）をいいます。自治会や町内会などがこれにあたるといえます。

2. 制度の主旨

自治会の行う地域的な共同活動は、自治会が法人格を持たなくても行うことが可能ですが、市区町村長の認可を受け、法人格を取得することにより、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化や、対外的な信用の獲得等を通じて、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的とするものです。

また、たとえ自治会が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、桑名市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

3. 申請できる団体

○一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

いわゆる自治会、町内会が対象です。

以下のような団体は対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 特定の目的の活動だけを行う団体
（スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など）
- ・ 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体
（老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）
- ・ 代表者が数人いる団体
（数人の役員が各自代表権を有する団体など）

4. 認可の要件

次の4つの要件（地方自治法第260条の2第2項）を全て満たしている自治会が認可の対象となります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な自治会活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

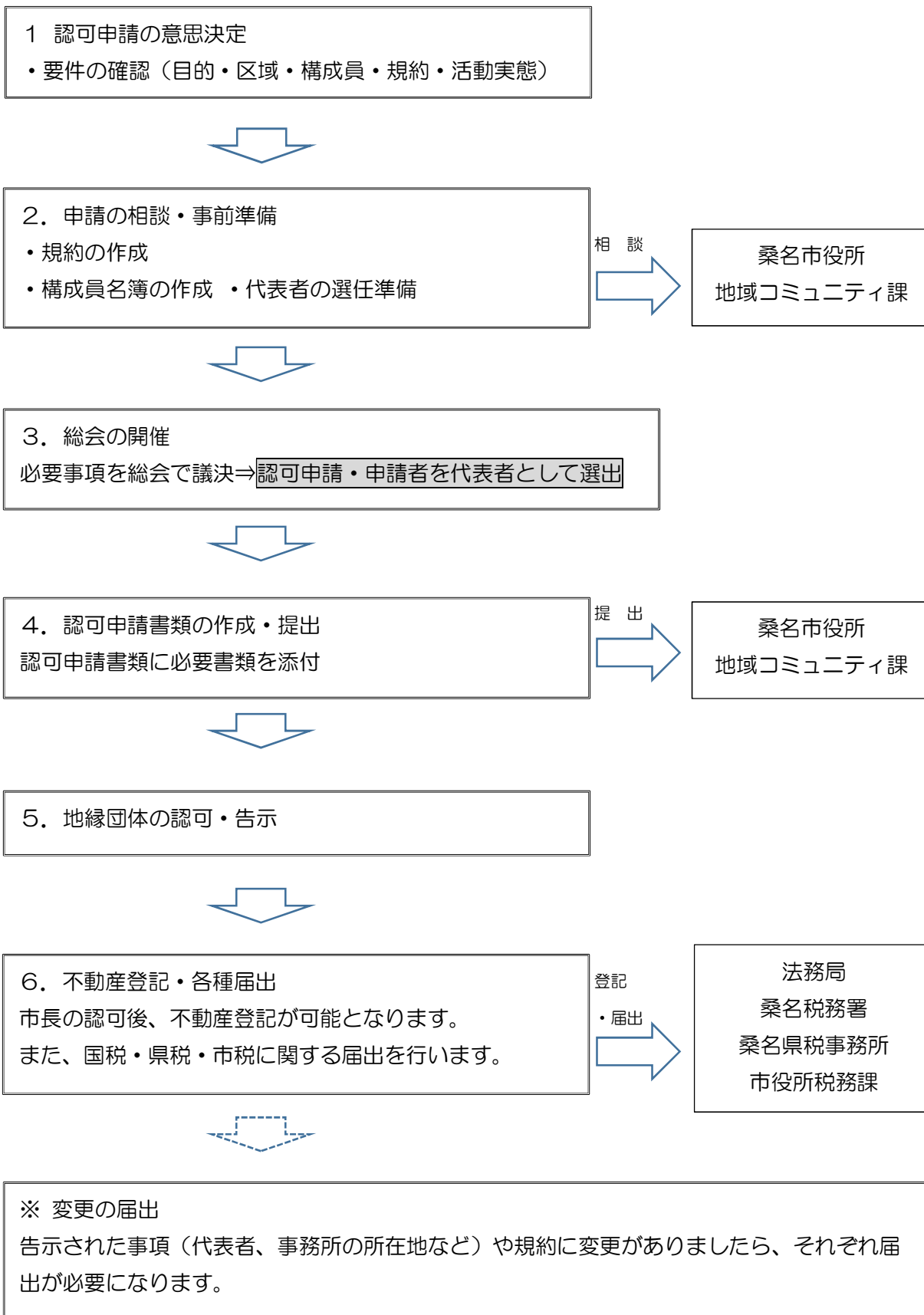
構成員になることができる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。また、入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。また、「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

- (4) 規約を定めていること。

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項が定められていることが必要です。

また、(ケ)規約の変更に関する事項、(コ)解散に関する事項、(サ)残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

5. 申請から認可までの流れ



6. 認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。事前に地域コミュニティ課に相談して下さい。

(1) 認可申請書（10ページ）

申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 規約（36～45ページ）

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項を定めてください。

また、(ケ)規約の変更に関する事項、(コ)解散に関する事項、(サ)残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。

※規約を作成し、総会に諮る前に事前に地域コミュニティ課に相談して下さい。

（地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため）

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

（24～25ページ議事録の参考例（認可申請の場合））

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の記名があるものでよいとされています。

(4) 構成員の名簿（27ページ）

構成員（過半数）の住所・氏名を記載したもので、その自治会内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。

(5) 保有資産目録又は保有予定資産目録

（12ページ、14ページ）

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にとっては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にとっては保有予定資産目録が必要です。ただし、登記簿謄本、契約書等の添付は不要です。

また、不動産又は不動産に関する権利等を保有およびその予定がない団体については提出が不要です。

(6) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

（ア）事業報告書、（イ）決算書、（ウ）予算書、（エ）事業計画書等が必要です。

(7) 申請者が代表者であることを証する書類（18ページ）

（ア）申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の記名があるものと、（イ）申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾等の写しで申請者本人の署名があるものがが必要です。

(8) 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について（20ページ、22ページ）

民事保全法に基づく、裁判所による代表者の職務執行停止等がある場合、その旨の記載が必要です。また、地方自治法第260条の8、第260条の10による代理人がある場合は記載してください。

(9) 区域を示した図面

地図等に区域を囲んで表示したものです。

7. 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。）

また、告示される内容は以下のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日
- (10) 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときはその事由
- (11) 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には当該特例民法法人から継承した財産の種類及び数量

※告示された内容に変更があった場合は速やかに地域コミュニティ課に届出てください。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

8. 認可告示後の手続き等

認可告示後の手続きは以下のとおりです。

(1) 認可地縁団体としての印鑑登録（受付：地域コミュニティ課）

桑名市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（平成16年桑名市規則第12号）の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。

○印鑑登録できる人

- ・認可地縁団体の代表者本人

○印鑑登録に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・代表者の個人印（印鑑登録されたもの）及び印鑑登録証明書
- ・登録する団体印

※ただし、次に該当する場合は認可地縁団体印鑑の登録はできません。

- ・印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの

※詳しくは地域コミュニティ課までお問い合わせください。

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付（受付：地域コミュニティ課）

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書に基づき交付します。証明書は1通につき300円です。

※詳しくは地域コミュニティ課までお問い合わせください。

(3) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書を添付することになります。

不動産登記手続きについては、司法書士や法務局と協議して下さい。

※津地方法務局桑名支局 Tel：32-5361（代表） 32-5363（登記）

※地縁団体の証明書が必要な場合は、認可地縁団体証明書交付請求書(29ページ)により、地域コミュニティ課まで請求してください。

証明書は1通につき300円です。

9. 認可地縁団体の義務

認可地縁団体の義務は以下のとおりです。

(1) 告示事項の変更（地方自治法第 260 条の 2 第 11 項）

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。以下の書類を揃えて地域コミュニティ課まで提出してください。

特に以下の内容について変更があった場合は速やかに届出てください。

①代表者が代わったとき

- ・ 告示事項変更届出書 (30 ページ)
- ・ 代表者の就任承諾書 (18 ページ)
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写しなど。26 ページ議事録の参考例（告示事項変更の場合））

②主たる事務所の位置が変わったとき

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写しなど）

(2) 規約の変更（地方自治法第 260 条の 3 第 2 項）

規約を変更する場合には市長の認可が必要です。以下の書類を揃えて地域コミュニティ課まで提出してください。なお、規約の変更をする際は事前に地域コミュニティ課に相談してください。

- ・ 規約変更認可申請書 (32 ページ)
- ・ 規約変更の内容及び理由を記載した書類 (34 ページ)
- ・ 規約変更を総会で議決したことを証明する書類（総会議事録の写しなど）

(3) 財産目録の作成と備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 1 項）

認可を受けるとき及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受けるとき及び毎事業年度の終了の時に作成してください。

(4) 構成員名簿の備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 2 項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。（ただし、市への報告、提出は必要ありません。）

(5) 総会開催の義務（地方自治法第 260 条の 13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開いてください。

10. 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金については以下のとおりです。詳しくは各お問い合わせ先でご確認ください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割…課税 減免措置あり 法人税割…非課税	均等割…課税 法人税割…課税	桑名市税務課 24-1149
	固定資産税	固定資産税の評価で課税 減免措置あり	固定資産税の評価で課税	桑名市税務課 24-1143
県税	法人県民税	均等割…課税 減免措置あり 法人税割…非課税	均等割…課税 法人税割…課税	四日市県税事務所 059-352-0578
	不動産取得税	課税 減免措置あり	課税	桑名県税事務所 24-3613
国税	法人税	非課税	課税	桑名税務署 22-5121
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	課税	

11. 認可の取り消しと解散

(1) 取り消し（地方自治法第 260 条の 2 第 14 項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ・認可要件（2 ページ参照）のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ・不正な手段により認可をうけたとき

(2) 解散（地方自治法第 260 条の 20）

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- ・規約に定めた解散事由の発生
- ・破産手続き開始の決定
- ・認可の取り消し
- ・総会の決議
- ・構成員が欠けたこと

様式集及び参考例

令和 年 月 日

(あて先) 桑名市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無に関する書類
- 8 代理人の有無に関する書類
- 9 区域を示した図面

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 桑名市長

規約で定めた自治会の名称及び主たる事務所の所在地を記入してください。

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 桑名市〇〇町〇〇番地〇〇

代表者の氏名及び住所

会長の氏名と住所をご記入ください。また、認印でも差し支えありません。

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 桑名市〇〇町〇〇番地〇〇

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無に関する書類
- 8 代理人の有無に関する書類
- 9 区域を示した図面

保有資産目録

団体の名称

令和 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

記入例

保有資産目録

団体の名称 ○○自治会

令和○○年○○月○○日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
○○自治会集会所	○○.○○㎡	桑名市○○町○○番地○○

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
○○自治会集会所	○○.○○㎡	桑名市○○町○○番地○○

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有予定資産目録

団体の名称

令和 年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	所有予定不動産の取得 予定時期	購入等の 相手方	保有特定不動産の 所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

記入例

保有予定資産目録

団体の名称 ○○自治会

令和○○年○○月○○日現在

1 不動産

不動産の種類	所有予定不動産の取得 予定時期	購入等の 相手方	保有特定不動産の 所在地
建物	令和○○年○○月○○日	○○○○	桑名市○○町○○番地○○

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土地	地上権	令和○○年○○月○○日

保有資産目録記載要領

1 (1) ア 建 物

○名 称…〇〇町内会集会所、△△区公民館等の名称が付されている場合は、これによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。
(参照：不動産登記規則第113条)

○延 床 面 積…不動産登記規則第115条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとする。

※ 不動産登記法規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

○所 在 地…市区町村内の地番（不動産登記法第44条、不動産登記規則第97条、第98条）及び家屋番号（同法第44条、不動産登記規則第112条）まで記載すること。

1 (1) イ 土 地

○地 目…不動産登記法規則第99条に定める区分により、定めるものとする。

※ 不動産登記規則第99条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○面 積…不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。

※ 不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

○所 在 地…市区町村内の地番（不動産登記法第35条、不動産登記規則第97条、第98条）まで記載すること。

（立木の所有権については、1 (1) イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。）

※ 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於いては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2 (1)

○権 原…不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○不動産の種類…土地、建物及び立木の区分によること。

○所 在 地…原則として1に同じ。

○資産の種類及び数量…国債、地方債、社債については、銘柄（社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類（車両、船舶等）、取得金額及び取得数量を記入すること。

保有予定資産目録記載要領

1 不動産…所有権を取得する予定不動産について記入すること。

○不動産の種類…土地、建物及び立木の区分による。

○取得予定時期…売買等により不動産の所有権を取得する予定時間を、少なくとも年月まで記載すること。

なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。

○所在地…原則として市町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

○資産の種類…不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。その他の資産については、当該資産の種類（車両、船舶等）に区分して記入すること。

○権原…不動産の場合には、不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○取得予定時期…1に同じ

就 任 承 諾 書

今般、_____総会において、_____

の代表者に選任されたので、その就任を承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

記入例

就 任 承 諾 書

認可地縁団体名を
ご記入ください。

今般、〇〇〇〇 総会において、〇〇〇〇

の代表者に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

【代表者変更の場合】新会長の
住所、氏名をご記入ください。
また、日付は総会以降の日付と
なります

住 所 桑名市〇〇町〇〇番地〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

自署

令和 年 月 日

裁判所による代表者の職務執行停止の有無、裁判所による職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称
名 称

代表者の氏名
氏 名

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合
職務代行者 氏 名

住 所

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

裁判所による代表者の職務執行停止の有無、裁判所による職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

名 称 〇〇自治会

代表者の氏名

氏 名 〇〇 〇〇

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1) 有

(2) 無

民事保全法に基づく裁判所による処分があれば、ご記入ください。

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合
職務代行者 氏 名

住 所

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

令和 年 月 日

代理人の有無

地縁による団体の名称
名 称

代表者の氏名
氏 名

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合
代理人 氏 名

住 所

(2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代理人の有無

地縁による団体の名称

名称 〇〇自治会

代表者の氏名

氏名 〇〇 〇〇

1 代理人の有無

(1) 有

代理人有りの場合

代理人 氏名

住所

代理人等がいる場合はご記入ください。

(2)

無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

【認可申請・規約変更時】

〇〇自治会 総会議事録（例）

1. 召集年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前（午後）〇〇時
3. 開催場所 〇〇集会所
4. 総会員数 〇〇名
5. 出席者 〇〇名（内、書面表決者〇〇名・表決委任者〇〇名）
※規約第〇条の規定により、総会成立の旨記載する
6. 議題
 - 議案第1号 〇〇〇（町）規約（会則）の変更について
 - 議案第2号 役員の選任について
 - 議案第3号 地縁による法人格取得に関する認可申請について
 - 議案第4号
7. 議長の選出
 - ・規約第〇条の規定により、出席した会員の中から議長を選出した旨記載
8. 議事録署名人の選出
 - ・議事録署名人2名の選出
9. 審議の経過概要
 - ◎議長－議案第1号 〇〇（町）自治会規約（会則）の変更についてを上程し、説明を求める。
 - （提案説明・概要記載）
 - （規約で別に定めるとの事項も変更し諮る）
 - ◎議長－質疑、意見を求める。
 - （主な質疑・意見記載）
 - ◎議長－採決をとる。

全員異議なく原案承認

- ◎議長－議案第2号 役員の選任について上程する。
 - （役員の選任の経過を記載）
 - （会長を代表者として決定した旨記載）
- ◎議長－議案第3号 地縁による法人格取得に関する認可申請について上程し、説明を求める。
 - （提案説明・概要記載）

◎議長一質疑、意見を求める。

(主な質疑・意見記載)

◎議長一採決をとる。

全員異議なく原案承認

- ※確認
- ・決定事項を記載
 - ・区域に関する事
 - ・代表者に関する事
 - ・構成員に関する事
 - ・不動産等保有する資産に関する事

※以下、同様に議題の審議経過を記載

この議事録の正確を期するため、ここに記名する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議	長	〇〇	〇〇
議事録署名人		〇〇	〇〇
議事録署名人		〇〇	〇〇

※認可申請時には、下記のとおり原本証明をする。

この議事録は原本のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

【代表者変更時】

〇〇自治会 総会議事録（抄本）（例）

1. 召集年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前（午後）〇〇時
3. 開催場所 〇〇集会所
4. 総会員数 〇〇名
5. 出席者 〇〇名（内、書面表決者〇〇名・表決委任者〇〇名）
※規約第〇条の規定により、総会成立の旨記載
6. 総会に付した事項
 - ・ 〇〇〇〇氏を自治会の代表者とすることについて
（地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の代表者とすることについて）
 - ・ 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任することについて
7. 総会の審議概要
 - ・ 〇〇〇〇氏を自治会の代表者とすることについては、出席者の満場一致をもって可決した。
（地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の代表者とすることについては、出席者の満場一致をもって可決した。）
 - ・ 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任することについては、出席者の満場一致をもって可決選任した。

この議事録の正確を期するため、ここに記名する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長	〇〇	〇〇
議事録署名人	〇〇	〇〇
議事録署名人	〇〇	〇〇

※告示事項変更届出時には、下記のとおり原本証明をする。

この議事録（抄本）は原本のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

() 會員名簿

[illegible]

令和〇年度 〇〇自治会 活動実績報告書

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

[illegible]

令和 年 月 日

(あて先) 桑名市長

氏 名

住 所

認可地縁団体証明書交付申請書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により告示した事項に関する証明書の
交付を申請します。

記

- 1 請求に係る団体の名称

- 2 請求に係る団体の事務所の所在地

- 3 証明書 通

令和 年 月 日

(あて先) 桑名市長

地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 桑名市長

規約で定めた自治会の名称及び主たる事務所の所在地を記入してください。

地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 桑名市〇〇町〇〇番地〇〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 桑名市〇〇町〇〇番地〇〇

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

記入例：「代表者の氏名、住所」、「主たる事務所の所在地の変更」

2 変更の年月日

記入例：令和〇〇年〇〇月〇〇日 → おおむね総会の日

3 変更の理由

記入例：「役員改選による」、「任期満了による」

令和 年 月 日

(あて先) 桑名市長

地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 桑名市長

地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 桑名市〇〇町〇〇番地〇〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 桑名市〇〇町〇〇番地〇〇

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〇〇〇〇 規約変更の内容及び理由書

現 行	改 正 後
《改正の理由》	

〇〇自治会 規約変更の内容及び理由書（記入例）

現 行	改 正 後
（主たる事務所の所在地） 第〇条 この会は、主たる事務所を〇〇集会所に置く。 附 則 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。 2 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を得て別に定める。	（主たる事務所の所在地） 第〇条 この会は、主たる事務所を△△集会所に置く。 ○変更後の規約の施行日は、「市長の認可日」になりますので、空欄にしてください。 ○実際の日付は、手続き後に認可通知書で確認のうえ記入してください。 附 則 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。 <u>2 この規約は、令和〇年〇月〇日から一部改正し施行する。</u> <u>3 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を得て別に定める。</u>
《改正の理由》 主たる事務所の所在を、〇〇集会所から△△集会所に移転するため。	

地縁団体規約作成例と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。（地方自治法第260条の2第3項）

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規 約 例	留 意 点
〇〇自治会規約 第1章 総則 （目的） 第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (3) 集会施設の維持管理 (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇 （名称） 第2条 本会は、〇〇会と称する。 （区域） 第3条 本会の区域は、桑名市〇〇町×番地から××番地までの区域とする。 （班の設置） 第4条 区域内の住民相互の連絡を密にするため、前条	① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。 ① スポーツや芸術などの特定活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。 ② 団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。 ① 地方自治法上では名称についての制限はありません。したがって、「〇自治会」「〇町会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令において名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。 （例）商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできません。 ① 団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものですが、河川や道路等による区域の表示も、他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。

規 約 例	留 意 点
に定める区域を分割し、班を設置することができる。 (主たる事務所) 第5条 本会の主たる事務所は、桑名市〇〇町×番地に置く。 第2章 会員 (会員) 第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。 (会費) 第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (入会) 第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。	① 「主たる事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。 ② 主たる事務所の所在地については、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。 ③ 具体的な地番で定めることのほか「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能。 ① 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。 ② 団体は、自然人たる個人を基盤とするものですから世帯を会員とすることはできません。 ③ 区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と規定するのが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。 ① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を決めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第37条に規定する総会の議決が必要となります。 ② 賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。 ① この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

規 約 例	留 意 点
2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。 (退会等) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。 (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種類) 第10条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長1人 (2) 副会長○人 (3) 会計○人 (4) 書記○人 (5) 監事○人 (6) 班長各班1人 (役員を選任) 第11条 役員(班長は除く。)は、総会において、会員の中から選任する。 2 監事と会長、副会長及びその他の役員(班長は除く。)は、相互に兼ねることはできない。 (役員の職務) 第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。 4 書記は、会務を記録する。 5 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。	① 第6条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。 ① 本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。 ② 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。 ③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。 ① 必ず会長を1人置く必要があります。 ② 第12条第2項の関連で、副会長を置く必要があります。 ③ その他の役員は、「会計」「書記」等具体的な名称で定めても差し支えありません。 ④ 監事は1人又は複数人置くことが適当です。 ① 監事が会長、副会長及びその他の役員(班長は除く。)と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。 ① 法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使えなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。 ② 「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

規 約 例	留 意 点
(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整 の事実を発見したときは、これを総会に報告する こと。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるとき は、総会を招集すること。 (役員の任期) 第13条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げ ない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任 期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者 が就任するまでは、その職務を行わなければなら ない。 第4章 総会 (総会の種別) 第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種と する。 (総会の構成) 第15条 総会は、会員をもって構成する。 (総会の権能) 第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の 運営に関する重要な事項を議決する。 (総会の開催) 第17条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開 催する。	① 法律上特に任期の定めはありませんが、数か月といっ た短期間では業務執行の一貫性確保の上で問題があり ますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じます ので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当 です。 ② 役員の解任の手続きを定める場合は、選任の手続き と同様の定めをすることが必要です。 ① 総会は、団体の運営事項のうち、規約により役員会に 委任したものを除きすべての事項について議決できま す。なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とさ れているものについては、規約をもってしても他に委任 することはできません。 ② 総会で議決すべきものの例は、次のとおりです。 ア 事業計画の決定 イ 事業報告の承認 ウ 予算の決定 エ 決算の承認 ① 総会は、地方自治法260条の13の規定により、少な くとも毎年1回は開催しなければなりません。 ② 地方自治法260条の4の規定により、年度終了後3か 月以内に財産目録を作成する必要があることから事業 報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総 会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

規 約 例	留 意 点
2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3) 第12条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。 (総会の招集) 第18条 総会は、会長が招集する。 2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。 (総会の議長) 第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。 (総会の定足数) 第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (総会の議決) 第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	③ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第34条第2項のように規定しておくことが適当です。 ① 5分の1の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。 ① 総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。 ① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。 ② 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。 ① 総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。 ② 定足数には、第23条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。 ① 定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。 ② 議決数には、第23条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。 ③ 第21条に定めるように、規約で、特定の重要な事項について「出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を

規 約 例	留 意 点
(会員の表決権) 第22条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。	要する」旨の規定を置くことも可能です。 ④ 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。 ① 表決権は、会員1人1票を原則とします。 ② 未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。 したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。 ③ 【参考】 従来の自治会においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたと思われます。そこで、「会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする」と規定することも可能ですが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが遠隔的にも実態的にも地域社会に是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られます。 なお、世帯で表決権を取りまとめるには、誰か1人に表決権を委任することになります。
(総会の書面表決等) 第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。	① 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。
(総会の議事録) 第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む） (3) 開催目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名をしなければならない。	① 会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。 ② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

規 約 例	留 意 点
第 5 章 役員会 (役員会の構成) 第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (役員会の招集等) 第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、監事を除く役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。 (役員会の議長) 第28条 役員会の議長は会長がこれに当たる。 (役員会の定足数等) 第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「監事を除く役員」と読み替えるものとする。 第 6 章 資産及び会計 (資産の構成) 第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産	① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。 ② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。 ① 規約において、流動資産・固定資産を問わずすべての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要が

規 約 例	留 意 点
(2) 会費 (3) 活動に伴う収入 (4) 資産から生ずる果実 (5) その他の収入 (資産の管理) 第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 (事業報告及び決算) 第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第36条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△	あります。「資産の構成」として、保有する具体的な動産・不動産及び金融資産をすべて掲げることも可能ですが、「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。 ② 「財産目録」は法第260条の4に基づき設立時及び毎年(年度)初3か月以内に作成することとなっています。 ① 資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。 ① 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。 ② 当該処分には剰余金の分配と認められる資産の処分を含めることはできません。 ① 日常の出納事務は、役員として「会計」を設けた場合は、会計が担当します。 ② 役員ではありませんが、「会長は、必要と認められるときは会員のうちから会計出納員を命ずることができる」と定め、「会計出納員は会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する」と規定することも可能。 ① 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第17条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。

規 約 例	留 意 点
月△日に終わる。 第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、桑名市長の認可を受けなければ変更することはできない。 (解散) 第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 (残余財産の処分) 第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。	① 会計年度の定め方は特に制限はありません。 一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。 ① 規約の変更は、法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員等の規定により変更する旨の規定はできません。 ② 議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきと考えます。 ③ 規約の変更については、法第260条の3第2項の規定により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。 ① 解散事由は次のとおり ア 破産 イ 認可の取消 ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議 エ 会員（構成員）の欠亡 ② ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。 ③ ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。 ④ なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。 ① 法第260条の31第1項に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とするとは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。 ② 残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えます。

規 約 例	留 意 点
第 8 章 雑則 (備付帳簿及び書類) 第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) 第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。 附則 (施行期日) 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。 (旧規約の廃止) 2 〇〇町自治会規約（〇年〇月〇日制定）は廃止する。 (経過措置) 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。 4 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。	① 規約施行上の細則等定めることについては、会長、又は役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。 細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。 ① 認可後に認可年月日を記入します。 ② なお、「桑名市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。 ① 年度途中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。 ① 上記に同じ